

# 文教委員会請願・陳情説明資料

令和5年9月28日

件名	頁
(教育指導部)	
1 受理番号36 不登校未然防止事業を足立区全小・中学校で行うことを求める請願	2
(学校運営部)	
2 受理番号37 区立小学校の給食費無償化に関し、令和5年4月から無償化実施までの期間に負担した給食費相当額の給付を求める陳情	4

( 教 育 委 員 会 )

件名	<b>受理番号36</b> <b>不登校未然防止事業を足立区全小・中学校で行うことを求める請願</b>
所管部課名	教育指導部教育指導課
請願の要旨	<p>① 不登校未然防止事業に必要な予算措置を早急に行うよう強く求めます。</p> <p>② 既に区立六月中学校においては、不登校支援については定評があり、この事業をさらに拡充して不登校未然防止事業を行う事が文教委員会で報告されています。六月中学校で行われている事業の拡充であり、エビデンスもとれている事と推察します。この事業を足立区全小・中学校で全区的に展開することを強く要望致します。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p><b>1 現在の不登校対策</b></p> <p>(1) 登校渋り・不登校の初期段階</p> <p>ア 校内委員会での教職員等による情報共有及び協議</p> <p>イ スクールカウンセラーによる相談の実施</p> <p>ウ 登校サポーターによる登校支援・別室での寄り添い支援</p> <p>エ スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援</p> <p>オ 西新井教育相談係・綾瀬教育相談係・竹の塚教育相談係の3か所での教育相談</p> <p>(2) 登校が難しい状態</p> <p>ア チャレンジ学級・あすテップでの学習指導等</p> <p>イ NPOと連携した居場所支援</p> <p>ウ 講師派遣などアウトリーチ支援</p> <p>エ ICTを活用した学習支援</p> <p><b>2 現在の六月中学校での取組</b></p> <p>ア 校内に、別室支援専用の部屋があり、不安を抱える生徒がいつでも来ることができる環境を整えている。</p> <p>イ 登校サポーターが、登校支援に引き続き別室で寄り添い支援をしているほか、スクールソーシャルワーカーが相談にあたり、関係機関につなげている。また専用の別室はスクールカウンセラーのいる相談室と隣り合わせであり、カウンセラ</p>

一と相談した後、そのまま別室を利用することも可能である。  
ウ 令和5年度は、試験的に別室担当の教員を置き、学習指導にあたっている。

### 3 不登校未然防止モデル事業

令和5年10月から、区立六月中学校で以下のとおりモデル事業を行う

#### (1) 支援対象者

ア 保健室登校等、教室に入室することが困難な生徒

イ 教室に入室できるが、一定時間、休息の必要な生徒

これらの不登校になる手前の生徒が、校内で気兼ねなく過すことができる部屋を設置することで、登校への敷居を下げ、不登校を未然に防止する。

#### (2) 内容

ア 中学校内に支援室を一部屋設置する。

イ 支援室には学校長OB等の指導員を配置し、生徒の話し相手になったり、生徒を見守る等の役割を担う。

ウ 個々の生徒の状況に応じ、ブース内でタブレットを用いた教室の授業の視聴や、指導員が教える等、学びの保障機能も担う。

エ 支援室の内装や設置する什器等については、既存の学校のイメージではなく、生徒が落ち着いて安らぐ環境になるよう配慮する。

#### (3) 今後の具体的な取組

ア QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査）の結果、不登校未然防止の支援が必要と判断された生徒、保健室登校中の生徒の不応要因の調査・分析を進めていく。

イ スクールソーシャルワーカーと連携し、生徒支援の基礎となるアセスメントシートを作成していく。

ウ スクールソーシャルワーカーの助言を得て、生徒の抱える課題と、その解決に向けて改善すべき環境を見定め、具体的な支援策を立案し、関係機関と連携し実行していく。

件名	<b>受理番号 37</b> <b>区立小学校の給食費無償化に関し、令和5年4月から無償化実施までの期間に負担した給食費相当額の給付を求める陳情</b>																							
所管部課名	学校運営部学務課																							
請願の要旨	区立小学校の給食費の無償化が開始された場合でも、令和5年4月以降に負担した給食費相当額について、給付を実施するよう求めます。																							
請願者等	請願文書表のとおり																							
紹介議員名	—																							
内容及び経過	<p><b>1 現状</b></p> <p>(1) 学校給食費が保護者負担である根拠  学校給食法第11条第2項  (経費の負担)  第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。</p> <p>(2) 区立小学校の令和5年度学校給食費(4月から9月まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th rowspan="2">保護者負担 【基本月額】</th> <th colspan="3">1食あたり</th> </tr> <tr> <th>単価 A=B+C</th> <th>保護者負担 B</th> <th>公費負担 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,790円</td> <td rowspan="2">247円</td> <td rowspan="2">222円</td> <td rowspan="4">25円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3~4</td> <td>4,210円</td> <td>265円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>5~6</td> <td>4,420円</td> <td>281円</td> <td>256円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和5年度の学校給食費全体の概要</p> <p>既公費負担(区負担) 約14.2億円</p> <p>※ 中学校の給食費無償化を含む</p> <p>保護者負担【小学校】 4月～9月分 約4.4億円</p> <p>無償化(予定)【小学校】 10月～3月分 約5.6億円</p> <p>約24.2億円</p>	学年	保護者負担 【基本月額】	1食あたり			単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C	1	3,790円	247円	222円	25円	2	3,900円	3~4	4,210円	265円	240円	5~6	4,420円	281円	256円
学年	保護者負担 【基本月額】			1食あたり																				
		単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C																				
1	3,790円	247円	222円	25円																				
2	3,900円																							
3~4	4,210円	265円	240円																					
5~6	4,420円	281円	256円																					

## 2 学校給食費に関する既公費負担

### (1) 区立中学校の給食費無償化（令和5年4月より開始）

<対象> 区立中学校の生徒（生活保護受給者を除く）

<内容> 保護者からの申請手続や支払は不要

### (2) 学校給食費の一部補助

<対象> 区立小学校の児童全員

<内容> 1食あたり25円

※ 中学校の1食あたり31円は、給食費無償化に伴い廃止

### (3) 多子世帯への学校給食費補助（令和3年度より実施）

<対象> 区立小・中学校に3人以上通う多子世帯における、第2子、第3子以降にあたる区立小学校の児童

<内容> 第2子を半額、第3子以降を全額補助

### (4) 物価高騰に伴う公費負担（令和4年度より実施）

<対象> 区立小・中学校の児童生徒全員

<内容> 令和5年度については下表のとおり

	1食あたりの増額分	備考
小学校	10.84円	<u>学校給食費に上乗せして公費負担</u>
中学校	12.57円	
夜間学級	12.63円	

## 3 区立中学校から給食費無償化を開始した理由

(1) 小・中学校の給食費無償化に向けた財源対策を検討したが、全体で年間約24億円という経費を恒久的に捻出できる見通しまでには至らなかった。

(2) 標準服や部活動、高校受験に向けた塾代など、より経費がかさむ中学生の家計を支援するため、学校給食費無償化の第一段階として、区立中学校から実施した。

## 4 区立小学校の給食費無償化が令和5年10月からになった理由

様々な検討を重ねた結果、財政調整基金の積み増し金の活用により財源の見通しが立ったため。

**5 令和5年度途中に小・中学校全体の給食費無償化を表明した区  
【令和5年9月6日現在で把握している情報】**

11区	開始予定時期	令和5年4月に遡って 無償化を実施する区
大田区	6月から	×
港区	9月から	×
文京区	9月から	×
板橋区	9月から	×
江戸川区	9月から	×
豊島区	9月から	×
墨田区	今秋から	未定
江東区	10月から	×
目黒区	10月から	×
杉並区	10月から	×
足立区	<小学校> 10月から (中学校は実施済み)	×